

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第203号），同月9日（同第221号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第596号及び同第597号）

事件名：特定事案について服務室長が注意を促すために発行した文書等の不開示決定に関する件  
特定事案について服務室長が注意を促すために発行した文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「服務室長から回答書を受け取りました。「3. 同封されていた『懲戒処分宣告書』について」の項で改善していくと取られてもいい文言が並んでいます。。「4. 本件『口頭注意』の妥当性について」の項でも同様です。今後の業務の資であるとか指導する所存とか述べておられるのでその姿勢が本気なら何かしらの文書でも発行していると受け取られます。服務室長Aが注意を促すために発行した文書の提示を求めます。」（以下「本件対象文書1」という。）及び「懲戒処分等の文書で不適切な個所があると認めたとようなので文書を作成した隊員は口頭注意くらいは受けたと推測されます。「平成20年7月3日に生じた本件事案」に関わった隊員に出された懲戒処分等の文書の提示を求めます。」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、本件対象文書1を保有していないとして不開示とし、本件対象文書2の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1を保有していないとして不開示としたことは結論において妥当であり、本件対象文書2の開示請求を拒否したことは妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け防官文第17338号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるとともに、本件請求文書を作成していない理由を明示することを求める。

## 2 異議申立ての理由

### (1) 異議申立書 1 (平成 28 年 (行情) 諮問第 203 号)

#### ア 異議申立ての理由

私はサービス室長及びサービス室の業務を詳細には知りません。どんなふうにしてサービス室長 A が文書の取り扱いに誤りがあったかどのように精査し結論付けたかは詳細には分かりません。誤りがあったと結論付けるまでの過程で何の文書も発行せずに行われるかも私にはわかりません。

元々当時の特定部隊が酒気帯び運転した内容で口頭注意として文書を発行したこと起因しています。確認のため検知器を用い反応がなければ問題なしとするのが一般的で妥当な判断です。そうでなければ最初から検知器など使いません。もし仮に検知器に反応があったとすれば懲戒処分の基準に照らし停職以上の処分が下され記録が残ります。回答書の中に数値こそ出なかったが、「認識した」「感じた」と表現すれば良かったと主張しますが、科学的根拠に基づかず主観的な判断で懲戒処分等を下すのは特定部隊の側に問題があるとしか私には考えられません。更に回答書には、「指導する所存」「今後の業務の資とする」と続きます。

文書の不適切な取り扱いがあったとき懲戒処分等の規定に抵触したかどうかは組織の判断ですが、不適切な文書の取り扱いをした隊員は何かしらの懲戒処分に至っているように考えられる。当時の特定部隊幹部が揃って検知器の値を知った上で主観に基づき口頭注意を言い渡すのは、普通に考えてありえない状況です。何か別の考えがあって官用車の酒気帯び運転という内容で指導し記録にも残らない口頭注意を言い渡したとしか私には考えられません。有識者の方々には下の 4 つの質問要望にお応えください。

- ・ 「作成していないことから、文書不在のため不開示としました。」という事なので無い物は出せません。繰り返しになりますが、「指導する所存」「今後の業務の資とする」とした時、文書は一枚も発行しないものなのですか。有識者の方々ならサービス室が口先だけなのかどうか分かりますか。
- ・ 今回文書の不適切な取り扱いというのが露見しました。今回の場合、懲戒処分等の対象にはならないのでしょうか。有識者の意見を参考にしたい。
- ・ 記録に残りにくい口頭注意という文書を正式な段取りをふまず作成し、あたかも正式に懲戒処分等を言い渡したらパワーハラスメントになりませんか。事実を公表したくない組織の意図が情報公開請求制度を阻害している可能性があります。

- ・ 「防衛省における行政機関が保有する情報公開に関する法律に基づく処分に関わる審査基準」という文書を見つけました。「応答を拒否する」と回答を得ましたが、応答するかどうか議論の余地があります。

イ 処分庁の教示の有無及びその内容

全体の流れを示すイメージが図示された書類は受け取りました。不服申し立てをするときの説明は今回特に受けておりません。前にも不服申し立てを行ったことがあるので前回受け取った例文を参考に今回も申し立てました。

(2) 異議申立書2 (平成28年(行情)諮問第221号)

ア 異議申立ての理由

私はサービス室長及びサービス室の業務を詳細には知りません。どんなふうにしてサービス室長Aが文書の取り扱いに誤りがあったか、どのように精査し結論付けたかは私に分かりません。誤りがあったと結論付けてから指導するまでの過程で何かしらの文書が発行されていてもおかしくはありません。

- ・ サービス室長殿が回答書の中で「指導する所存」「今後の業務の資とする」と記しています。文書は一枚も発行しないで済むものなのですか。
- ・ 今回文書の不適切な取り扱いというのが露見しました。文書の不適切な取り扱いをした人は、懲戒処分等の対象にはならないのでしょうか。有識者の意見を参考にしたい。
- ・ 「防衛省における行政機関が保有する情報公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」という文書を見つけました。「応答を拒否する」と回答を得ましたが、応答が拒否できるかどうか議論の余地があります。
- ・ 口頭注意という文書を正式な段取りをふまず作成し、あたかも正式に懲戒処分等を言い渡したらパワーハラスメントになりませんか。(当時の特定部隊は、酒気帯び運転を決定づける証拠は得られなかった。→そこで特定部隊は、内容は酒気帯び運転を匂わせる文章で口頭注意を発行した。→官用車の酒気帯び運転を口頭注意で済ませた事には出来ないので文書の不適切な取り扱いがあった事にした。→実際はどうなっているか知っているが、詳細に調査し公表できないので「想像では何も言えない」と回答する。→調書を取ればいい話です。)
- ・ 事実を公表したくない海上自衛隊の対応が情報公開請求制度を阻害していませんか。

イ 処分庁の教示の有無及びその内容

一度、異議申立書を郵送しましたが、名前の横に印鑑が押印されていないということで送り返されました。印鑑を押印したものを普通郵便で再送しましたが、何の音さたもないので配達記録で再度郵送することにしました。

処分庁の教示については今のところ何もありません。

(審査請求書の添付書類及び意見書の内容については、本答申においては省略する。)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯（平成28年（行情）諮問第203号及び同第221号）

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

これに対し、法9条2項の規定に基づき平成27年10月30日付け防官文第17338号により、本件対象文書1については、作成していないことから文書不存在により、本件対象文書2については、その存在の有無を答えることにより、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づく存否応答拒否により、いずれの文書も不開示とする不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 本件開示請求について（平成28年（行情）諮問第203号及び同第221号）

本件は、平成27年7月17日付けの海上幕僚監部人事教育部サービス長（以下「サービス長」という。）から開示請求者への回答書（以下「回答書」という。）の内容に関連する開示請求である。

回答書は、開示請求者になされた内規に基づく処分に関する質問に対する回答を内容とし、その中で開示請求者に交付された「懲戒処分宣告書」の記載の一部に誤解を招く表現があったこと等について、「今後の業務の資」とするとともに部隊を「指導する」と述べられていたことから、開示請求者は、爾後の措置として注意を促すためにサービス長が発行した文書及び不適切な文書作成に対してなされた懲戒処分等の文書があるとして、その開示を求めている。

#### 3 不開示とした理由（平成28年（行情）諮問第203号及び同第221号）

- (1) 本件対象文書1が不存在であることについては、回答書に「今後このようなことがないように特定部隊に指導する」と記述されていたことから、サービス長に対し、聴き取り調査を実施したところ、本件については同隊を指導するためには口頭で十分であると認識していたものであり、文書は作成していないことを確認したうえで、念のため、同人のパソコンや同人が所属する海上幕僚監部人事教育部補任課サービス室の書庫等を複数回にわたって探索したが、開示請求に合致する行政文書の保有を確認する

ことはできなかった。

- (2) 本件対象文書2については、かかる文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益を損なうおそれがある情報を明らかにすることになり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定に基づき、開示請求された行政文書の存否の応答を拒否した。

#### 4 異議申立人の主張について

##### (1) 平成28年(行情)諮問第203号

ア 異議申立人は、「不適切な文書の取り扱いをした隊員は何かしらの懲戒処分に至っているように考えられる」と主張するが、本件対象文書2を不開示とした理由は上記3(2)のとおりである。その他異議申立人は縷々述べるが、いずれも異議申立人の憶測や主観に基づく主張であって、原処分とは関係のない内容も含まれており、いずれの主張も当たらない。

イ なお、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。)57条で規定されている異議申立てをすることができる旨の教示について、全体の流れを示すイメージ図が示された書類は受け取ったが、不服申立てに関する説明は受けていないとするが、原処分に係る行政文書不開示決定通知書において、開示請求者に対し、決定に不服があるときは当該決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができる旨教示している。

ウ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

##### (2) 平成28年(行情)諮問第221号

ア 異議申立人は、回答書の中で「指導する所存」、「今後の業務の資とする」と記されていることを根拠に、文書を一枚も発行しないで済むものなのか疑問を呈し、文書の取り扱いに誤りがあったと結論付けてから指導を行うまでの過程で何かしらの文書が発行されていてもおかしくないと主張するが、本件対象文書2を不開示とした理由は上記3(2)のとおりである。その他異議申立人は縷々述べるが、いずれも異議申立人の憶測や主観に基づく主張であって、原処分とは関係のない内容も含まれており、いずれの主張も当たらない。

イ なお、異議申立人は、行審法57条で規定されている異議申立てをすることができる旨の教示について、今のところ何もありませんとするが、原処分に係る行政文書不開示決定通知書において、開示請求者に対し、決定に不服があるときは当該決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをする

ことができる旨教示している。

ウ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月3日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第203号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月9日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第221号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月29日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑥ 同年11月17日 審議（平成28年（行情）諮問第203号及び同第221号）
- ⑦ 同年12月15日 平成28年（行情）諮問第203号及び同第221号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書に該当する文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1については、不存在であることを理由に不開示とし、本件対象文書2については、その存否を答えることにより、法5条1号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果が生じるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消し等を求めるが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書1に係る原処分の妥当性及び本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書1に係る原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、回答書を添付した上で本件対象文書の開示を求めるものであり、当審査会において回答書の内容を確認したところ、回答書は、異議申立人を口頭注意する旨の「懲戒処分宣告書」の交付を受けたことに関する異議申立人の質問に対し、サービス長が回答した文書であることが認められる。

そうすると、本件対象文書1の存否を明らかにすることは、異議申立人が、上記「懲戒処分宣告書」の交付を受け、これに関してサービス長に質問をして回答を受けた事実の有無（以下「本件存否情報1」とい

う。)を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

- (2) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの等については、同号ただし書に該当する情報を除き、開示義務はない旨を規定しているところ、本件存否情報1は、同号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、職員を口頭注意にした事実は基本的に公表することはないとのことであり、また、人事に関して職員と服務室長の間でやり取りがされた事実を公表することもないとのことであるから、本件存否情報1は、同号ただし書の法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件対象文書1の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とすべきであったものと認められる。

- (3) 処分庁は、本来は、本件対象文書1の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであるところ、本件対象文書1を保有していないとして不開示とする原処分を行っているため、改めて原処分を取り消して不開示とする意味はないことから、原処分において本件対象文書1を保有していないとしたことは、結論において妥当であると認められる。

### 3 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 異議申立人が開示を求める本件対象文書2は、開示請求書記載の文言及び上記第2の2の内容に鑑みると、異議申立人に交付された「懲戒処分宣告書」の作成に関与した特定部隊に所属する特定の自衛隊員に対する懲戒処分等に係る文書であることが認められる。

したがって、本件対象文書2の存否を答えることによって明らかとなる情報は、上記の特定の自衛隊員が懲戒処分等を受けた事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）であると認められる。

- (2) 本件存否情報2は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、規律違反をした職員に対する処分には、まず、法律及び訓令に基づくものとして、免職、降任、停職、減給及び戒告から成る「懲戒処分」（自衛隊法46条）並びに「訓戒」及び「注意」（訓戒等に関する訓令2条）があり、さらに上記各処分の中で最も軽い「注意」にも至らないものの不

問に付すのは相当でない場合、「懲戒処分手引書」に基づく「口頭注意」が行われるが、このうち懲戒処分については、「懲戒処分の公表基準について（通達）」（防人1第5996号17.8.2。以下「公表基準」という。）により、懲戒処分を受けた個人が識別されない内容のものとするを基本として公表することとしており、また、訓戒以下のものについては、基本的に公表することはないとのことであり、したがって、本件存否情報2に相当する情報は基本的に公表されないとのことであった。

当審査会において、上記公表基準を確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件存否情報2に相当する情報は基本的に公表されないとする諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点は認められないから、本件存否情報2は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

- (3) したがって、本件対象文書2の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は、異議申立書において、処分庁から異議申立て等に関する教示を受けていない旨主張しているとも解されるが、諮問庁から原処分に係る行政文書不開示決定通知書の写しの提示を受けて確認したところ、上記第3の4(1)イ及び同(2)イの諮問庁の説明のとおり、異議申立て等に関する教示は適切に行われていることが認められた。

- (2) 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記2及び3の判断を左右するものではない。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1を保有していないとして不開示とし、本件対象文書2の存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、本件対象文書1を保有していないとして不開示としたことは結論において妥当であり、本件対象文書2の開示請求を拒否したことは妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子